

**宮崎県地域医療支援機構広報誌制作業務
審査基準書**

| 審査項目 | 審査内容 | 審査書類 | 配点 |
|-------------------|---|---------------|-----|
| 受託体制 | 業務実施に必要な体制の確保(適正な制作スタッフの人数及び人員配置)が見込まれるか。 | 様式第2号「受託体制」 | 10 |
| | 業務の進捗を適正に管理するための体制の整備が見込まれるか。 | 様式第2号「進捗管理体制」 | 10 |
| 医師確保の現状及び取組に関する認識 | 宮崎県の地域医療の現状と課題について、深い見識を有しているか。 | 様式第3号の1 | 15 |
| | 宮崎県の医師確保対策について、深い見識を有しているか。 | 様式第3号の2 | 15 |
| 企画内容 | 当広報誌の発行により本県の医師確保にどのような効果が期待できるか。 | 様式第3号の3 | 20 |
| | 広報誌のコンセプトには独自性・具体性があるか。 | 様式第3号の4 | 10 |
| 業務実績 | 過去に広報誌制作事業において、優れた実績を有しているか。 | 様式第4号 | 10 |
| 経費の適正化 | 委託料額の積算(単価、数量)は、業務内容に適切か。 | 見積書 | 10 |
| 計 | | | 100 |

【審査方法】

- (1) 委員は各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

| | | |
|-----|-------|--------------|
| 各配点 | × 1 | 標準より非常に優れた提案 |
| | × 4/5 | 標準より優れた提案 |
| | × 3/5 | 標準的な提案 |
| | × 2/5 | 標準よりもやや劣る提案 |
| | × 1/5 | 標準より劣る提案 |